

工事名称	旧玉川共同浴場解体工事		仕様書	
工事期間	平成 24 年 月 日 着工 平成 24 年 12 月 25 日 竣工			
工事場所	綴喜郡井手町大字井手小字北猪ノ阪地内		1. 準備工事	家屋調査：工事の着手に当り、近隣住宅（5棟）の家屋調査を調査事務所にておこない、報告書を作成すること。 また、工事完了時に、再び家屋調査を行い、報告書を作成すること。 木造 70㎡未満 1棟・木造130～200㎡ 2棟・木造200～300㎡2棟 合計5棟 家屋調査会社：株式会社ケンセイ 東部大阪支店 大東市灰塚5丁目1番45号81LDよしかわ TEL072-871-3723
工事概要・規模	共同浴場及びその付属施設、塀等の撤去 RC造			公害対策：工事着手前に付近の状況を調査し、公害対策は工事完了までに講ずること。 工事着手前「建設リサイクル法」に基づき、事前に監督官庁に届出を行い、分別解体を実施すること。
工事種目 工事範囲	工事種目は、右側特記仕様書による。 工事範囲は、図示による。 上記全てに伴う撤去等の設備撤去工事他、関連工事を含む			産業廃棄物の処理：請負人は廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、事前に施工計画書に記載し、監督職員の承諾を受けること。（収集運搬については、許可業者であること。） 官公署その他への届出手続等：工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。特に、特定建設作業実施届出書、除却届等は遺漏のないよう提出すること。（特定建設作業実施届出書は工事着手7日以上前に届出が必要。）
特記事項	(1) 実施工程表 ●施工に先立ち実施工程表を作成し係員の承認を得ること。			撤去内容の掌握：図面及び床面積等は概略を示すものであり、事前調査を行い現場の状況を十分に掌握すること。また、解体建築物、工作物、外構、備品、残材、設備等については、事前に監督職員立会いの上確認すること。
	(2) 施工図 ●施工図は各工事に着手する10日前に監督員に提出し承認を得る事。 ●図面による承認を受けずに施工した場合は施工後でも変更、やり直しを命ずることがある。 この場合の契約金の変更及び契約期日の変更は一切認めない。			工事車両の出入りについては、危険防止に努めること。工事場所は、住宅地内に有り付近の道路は狭い為、搬出経路には、交通整理員（延べ60人日）を要所に配置し、付近住民・通行人等の交通安全に充分注意すること。なお、事前に警備計画書を作成し、監督職員の承諾をうけること。 工事車両の搬出入経路は施工計画書に明記すること。
	(3) 検査 ●検査を必要とする事項及び現場にて指示する事項については検査後その報告書をまとめて提出すること。			工事期間中は周囲に立入禁止の標識を設置し、工事関係者以外の立入防止に充分注意すること。 特に休日、夜間の事故防止のため、場内は確実に閉鎖すること。
	(4) 補足図面 ●本設計図に記載していない一般的な納まり部分詳細工作図等は 社団法人 公共建築協会 建築工事標準詳細図 最新版による。			作業時間はおおむね9時から17時とすること。原則として土、日曜日及び祭日は作業を行わない。
	(5) 設計図 ●設計図は建設当時の設計図に基づき作成している為、 施工に先立ち現場調査を行い、工事内容及び寸法等を確認したのちに施工にかかること。 図面と現地の多少の違いは変更に成らないものとする。			
	(6) 竣工図 ●製本及びCADデータ（CD-R）を指定部数を提出する。			
共通事項	(1) 適用範囲 ●本特記仕様書及び設計図に記載なき仕様に関しては、社団法人公共建築協会 公共建築工事標準仕様書及び同電気設備工事・機械設備工事標準仕様書の最新版を基準とする。			
	(2) 設計図書 ●仕様書に定める外に、 請負契約及び現場説明書・同指示書等は設計図書に含む。			
	(3) 現場代理人 ●建設業法第7条 第2号 イ・ロ・ハによる資格を有する主任技術者を1名以上常駐させる。 又、 着手工に先立ち下請人名簿を作成し監督員の承認を受ける。			
	(4) 施工計画 ●工程表、仮設計画図、その他工事に必要な施工図及び原寸図を提出し監督員の承認を受ける。			
	(5) 諸手続等 ●施工上必要な諸官公庁その他への手続は、すべて施工者の責任及び負担とする。			
	(6) 質疑等 ●設計図の内容に相違がある場合、又は質疑を生じた場合は書類を提出し監督の指示に従う。			

TITLE	CONTENTS	SCALE	DATE
旧玉川共同浴場解体工事 設計図	特記仕様書 1	NON	H24 . 9 DRAW NO 2 - 12 AIG DATE



● KYOTO 京都府綴喜郡井手町南玉水16 TEL 0774-82-4255
● OSAKA TEL 06-6326-6035
● 一級建築士登録 第125537号 福西 久友

DIRECTOR	CHIEF	DRAW

仕様書			
2. 仮設工事	水、電気は隣接地より有償にて借用し、本工事の費用に含む。		施工敷地内に今回解体で発生したコンクリート殻を小割しクッション材として敷き詰めた上で、重機等を作業する事で直接地面に振動が伝わるのを軽減させること。
	解体作業等については、単管等にて仮囲い及び単管足場を行い、防音シートにて解体建物の周囲を囲い、近隣家屋等に騒音、振動、粉塵、火災、事故、解体ガラの飛散等公害の発生のないよう留意し、全般に支障のないよう万全の策を講じること。		重機で割るコンクリートを極力小さくし、落下時の振動、騒音の軽減に努める。また、基礎解体時も同様に小さく割ることにより、騒音、振動の低減をはかる。
	仮囲い等は転倒他の危険性が無い限り、防音シートを残し作業を行うこと。		
	養生 敷鉄板 914×1829 t12		
	休憩場所は1か所とし、喫煙等は一定の場所で行い、火元責任者を配すること。また、消火器を設置すること。		重機は作業時のエンジン回転数を30%低下させ、重機自体からの騒音を低減させる。また、重機走行時も低速で走行し、極力重機の移動を控える。
	工事中は既設の建築物、工作物は、鉄板、倒れ止め等で養生し、損壊防止に努めると共に、万一、工事により、既設建築物、工作物に損傷を与えたり、その機能を低下させた場合は請負人の責任において、すみやかに現状に復旧すること。		基礎部分の解体については、周囲を掘削してから解体すること。またこの時、基礎構造物の大きさが確認できるように写真撮影すること。
	解体工事に先立ち、電気設備・機械設備を完全に遮断したことを確認すること。地下埋没配管については、工事に支障のないことを確認してから着手すること。また、道路からの乗入部等には既設側溝等を敷き鉄板で養生すること。		解体する建築物内及び敷地内に残存する備品、設備類も本工事にて撤去すること。
			解体する建築物に付属する土間、設備配管、配線等も本工事にて撤去すること。
			解体する建築物に付属する土間、設備配管、配線等も本工事にて撤去すること。
3. 撤去工事	「建設リサイクル法」に基づき、再資源化のため、①コンクリート塊、②アスファルト・コンクリート塊、③建設発生木材等を分別収集し、専門の産業廃棄物破砕業者にて処分すること。そのために、建築設備、内外装仕上材、建具、備品等を先行して手作業にて分別解体すること。		廃材運搬に際しては、道路交通法を遵守し、過積載しないこと。
	騒音、振動、粉塵等の公害防止のため、解体用機械は低騒音低振動型油圧式圧砕機を使用すること。大型ブレーカー等の騒音、振動が大きい機械の使用をしないこと。なお、鉄骨のアンカーボルトは、ガス等で切断してから解体すること。		解体発生材の内、金属類等は可能な限りスクラップとして処分すること。
	工事実施に当たっては、粉塵の飛散防止のため、加圧するなどして、十分な散水を行い、風向きに留意し近隣に迷惑を及ぼさないよう配慮し、必要ある場合は、監督職員と協議の上、工事の一時停止等の措置をとること。なお、強風時は工事を中止すると共に、仮設囲い等の倒れ止めの点検を行い、必要に応じて補強等の措置をとること。また、廃材搬出時等に道路を汚した場合は、ただちに清掃を行うこと。		解体発生材を敷地内で焼却したり埋設しないこと。(ガラス破片等を残さないこと。)
	解体する建築物、工作物、は煙突から地盤面下の基礎・捨てコンクリートを含め全て解体すること。解体手順 1. 進入道路側のCB塀及び付属建物S造上屋を解体 2. 共同浴場に関する設備機器及び内部の分別解体を行う 3. 西側付属CB造及びCB塀を解体 4. 共同浴場煙突部分のススの撤去を行い煙突を解体 5. 共同浴場の本体解体 6. 敷地内の土間及び基礎解体 7. 共同浴場跡地の整地 8. 別敷地 別棟CB造ポンプ小屋・フェンス等の解体		煙突解体は煙突周囲を足場等で煙突頂点まで覆い、ススを除去した上で、人力によるブレーカー作業で解体する。コンクリート殻はクレーンにて地上に降ろし落下させないことで、騒音、振動を軽減させる。
			解体撤去後は、敷地の排水を考慮の上、現状土で埋戻し、不足分は盛土用山土を新規搬入の上、埋戻し、防火水槽のマンホール天を基準として-100の高さで整地を行う
			解体時に、危険物、有害物質、消火器、油脂類、タイヤ、ボンベ等が出た場合、関係法令に基づき処分すること。PCBを含有する設備を解体時に撤去する際は、技術者が撤去・梱包の上、ラベルを貼って監督職員の指定する保管場所へ輸送すること。

TITLE	CONTENTS	SCALE	DATE
旧玉川共同浴場解体工事 設計図	特記仕様書 2	NON	H24. 9 3 - 12
			DATE



● KYOTO 京都府綴幕郡井手町南玉水16 TEL 0774-82-4255
 ● OSAKA TEL 06-6326-6035
 ● 一級建築士登録 第125537号 福西 久友

DIRECTOR	CHIEF	DRAW